

令和3年度弘前市民間建築物吹付けアスベスト分析調査支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、市内に存する民間建築物の所有者等が、当該建築物に吹付けられたアスベストの分析調査等を実施する場合に、弘前市が令和3年度予算の範囲内において、調査員を派遣し、分析調査等を行うもので、民間建築物の吹付けアスベストの使用実態を把握し、アスベスト対策の普及・啓発を図るとともに、市民の安全・安心な生活環境を確保することを目的とする。なお、この事業の実施については、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令第6条第23号の規定による石綿等をいう。
- (2) 吹付けアスベスト アスベストが含有されている吹付け材をいう。
- (3) 分析調査等 吹付けアスベストが施工されているおそれがある建築物について行う、アスベストの有無及び含有量に係る調査をいう。
- (4) 調査員 市の業務委託により分析調査等を行う者をいう。
- (5) 派遣対象者 第3条第2項各号に該当する者で、第5条第1項の規定による派遣の決定を受けたものをいう。

(派遣対象建築物・対象者)

第3条 調査員の派遣対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、弘前市内に存し、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 平成18年8月31日以前に建築確認がなされた建築物又は建築された建築物のうち、一戸建ての住宅、木造建築物及び公共建築物を除く全ての建築物
 - (2) 建築物に占有者がいる場合（共同住宅、区分所有建築物、テナントビル等）にあっては、調査が必要な占有部分に立ち入って調査することについて、占有者の承諾を得た建築物
- 2 調査員の派遣を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。
- (1) 対象建築物の所有者、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項に規定する法人
 - (2) 国、地方公共団体又はその他これらに準ずる団体以外の者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないもの（以下この号において「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

(派遣の申込み)

第4条 調査員の派遣を受けようとする者（以下「派遣申込者」という。）は、令和3年度弘前市民間建築物吹付けアスベスト調査員派遣申込書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に申し込むものとする。

(1) 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類

ア 派遣申込者が個人の場合 本人の住所及び氏名等を確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等の写し等）

イ 派遣申込者が法人の場合 法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書等）の写し（発行からおおむね3か月以内のもの）等、法人を証する書類

ウ 派遣申込者がその他の団体の場合 その旨を証する書類

(2) 固定資産税納税通知書及び固定資産税課税明細書又は建物登記全部事項証明書の写し等建築物の所有者を確認できるもの

(3) 対象建築物の現況図面（付近見取り図、配置図、平面図及び仕上げ表等、現況及び吹付け材の位置がわかるもので、添付可能なもの）

(4) 対象建築物の現況写真（建築物が特定できる外観、可能な場合は吹付け材が写っているもの）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申込みは、棟毎に行うものとし、所有者が複数存在する場合は、代表者が申し込むものとする。

3 第1項の申込書の受付期間は令和3年6月1日から令和3年11月30日までとし、令和3年度予算の範囲内において先着順で受け付けるものとする。

(派遣の決定)

第5条 市長は、前条の申込内容を審査し、調査員を派遣することを決定したときは、令和3年度弘前市民間建築物吹付けアスベスト調査員派遣決定通知書（以下「派遣決定通知書」という。）（様式第2号）、派遣しないことを決定したときは、令和3年度弘前市民間建築物吹付けアスベスト調査員非派遣決定通知書（様式第3号）により派遣申込者に通知するものとする。

2 前項の規定により調査員を派遣することを決定したときは、派遣対象者と調査員の間で現地調査の日程調整を行うものとする。

(派遣の辞退)

第6条 派遣対象者は、派遣決定通知書を受けた後において、調査員の派遣を辞退するときは、速やかに令和3年度弘前市民間建築物吹付けアスベスト調査員派遣辞退届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(派遣決定の取り消し)

第7条 市長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、派遣決定を取消することができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により派遣決定を受けたとき

(3) その他市長が必要と認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により派遣の取消しを行ったときは、令和3年度弘前市民間建築物吹付けアスベスト調査員派遣決定取消通知書（様式第5号）により派遣対象者に通知するものとする。

（派遣に要する費用）

第8条 調査員の派遣に要する費用は、原則として1棟あたり250,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を限度とし、予算の範囲内で市が負担するものとする。ただし、国の交付要綱等に基づき、限度額を超えることがやむを得ないものと市長が認めた場合は、限度額を超えて市が負担できるものとする。

（分析調査等結果の通知）

第9条 分析調査等の結果については、令和3年度弘前市民間建築物吹付けアスベスト分析調査支援事業調査結果通知書（様式第6号）により、当該派遣対象者に通知するものとする。

（派遣対象者に対する指導及び助言）

第10条 市長は、派遣対象者に対して、分析調査等の結果に基づき、当該対象建築物の吹付けアスベストに対する安全性の確保のために指導及び助言をすることができる。

（調査に対する協力）

第11条 派遣対象者は、調査員の派遣に関し、市長が必要な調査等をしようとするときは、これに協力するものとする。

（補則）

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。